

令和8年 第3回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和8年3月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時40分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参与者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 藤巻 蓮
9. 会議進行状況

会長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第3回会議を開きます。
 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に5番委員並びに6番委員を指名いたします。
 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議長 第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>3 ページ番号 1 をご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△ 番 地目 田 面積 1, 6 1 2 m² 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 3 7 2 m² 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 面積 5 5 0 m² 計 3 筆 2, 5 3 4 m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地 2 1, 8 8 0 m²、借受地 3 6, 2 6 1 m²、貸付地 0 m² 取得状況 平成 2 1 年 2 月 4 日 相続 不耕作無 家族数 4 従農数 3 経態 兼業 建築業を営んでいるとのこと 所有機械 トラクター 3 台、コンバイン 1 台 軽トラック 2 台 乾燥機 4 台 田植え機 1 台 位置 農用地区域 自宅から 1 キロメートル。</p> <p>4 ページをご覧ください。こちらは〇〇地区の申請地の場所になります。左上 が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は保全管理状態です。受人の耕作地をすべて確認しまし たが、違反、耕作放棄地はありませんでした。申請地取得後は、△△△番は受人 が利用権で貸借していた農地であり継続して水稻を栽培。△△△番と△△△番 は自家消費用の露地野菜を栽培したいとのことです。申請理由ですが、渡人は農 地相続したが、自分では管理できないため耕作できる方を探していたところ今 回の受人が見つかり今回 3 条申請する運びとなりました。</p> <p>以上、番号 1 の案件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法第 3 条の規定による番号 1 を審議いたします。1 1 番委員より補足説 明がありましたらお願いいたします。</p>
<p>1 1 番委員</p>	<p>申請地のうち田んぼは受人が以前から借りており、外の農地についても渡人 が管理できないため受人に買ってもらうとのこと。現状きれいに管理され ています。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、推進委員大沢 3 番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>推進委員 大沢 3 番</p>	<p>申請地は以前草が生えていたが、受人が管理すれば問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよ うですので次に移ります。</p>

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。
質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

議長 賛成全員につき、許可と決定します。
農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長 農地法第3条の番号1の案件につきましては許可と議決されました。

議長 続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 8ページをご覧ください。
番号1 受人 大字〇〇△△△番地 有限会社□□□□ 代表取締役 □□□□ 渡人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 838㎡ 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 450㎡ 計2筆 1, 288㎡ 転用目的 資材置場 権利内容 所有権 申請内容 資材置場1, 288㎡ 取得状況 平成15年3月24日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地及び第1種農地 農用地区域外 宅地に接続。

9ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

申請人は申請地東側で電気工事業を営んでいます。事業所に隣接する土地を資材置場として利用していますが、保有する業務車両も多くすでに敷地内は飽和状態となっています。また、事業所への進入路が狭いため、コンクリート電柱等の大型資材については、〇〇市内の借地に保管していますが、資材の管理や移動効率の面からも事業所近くが望ましく、近隣で用地を探していたところ、接道状況も良好な申請地を譲っていたことから申請に至りました。なお、本申請地が資材置場として利用可能になり次第、〇〇市内の借地は返却する計画とのことです。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

議 長	<p>続きます、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。2番委員から補足説明があればお願いいたします。</p>
2番委員	<p>既存の資材置き場を綺麗に管理されていることから規模拡大しても問題ないと思います。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東見玉4番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東見玉4番	<p>同じく土地も綺麗にされていることから問題と思います。</p>
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可と決定します。 続きます、5条の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12ページをご覧ください。 番号2 受人 ○○市大字○○△△△番地 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 696㎡ 転用目的 駐車場 権利内容 所有権 申請内容 観光農園駐車場696㎡ 取得状況 平成19年1月11日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第種農地 農用地区域外 宅地に接続 令和8年3月に農振農用地からじょがいしています。 13ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は申請地に隣接する畑でブルーベリー栽培を行い、ブルーベリーの販売</p>

	<p>とともに。〇〇〇〇の名称で観光農園も営業しています。観光農園の営業は順調で、来園者は年々増加している状況です。</p> <p>しかし、ブルーベリー園が国道沿いの傾斜地にあり、来園者用の駐車場を十分に確保することができずにいました。最盛期には路上駐車で近隣の迷惑となってしまうため、近隣で2箇所を駐車場として借り受けていましたが、1箇所は令和6年のシーズン前に返却し、もう1箇所は整骨院の駐車場をお借りしているものであり継続して借り入れることはできません。</p> <p>この度、以前より農園出入口として借り受けていた申請地を譲っていただけることとなったことから、農地転用し来園者駐車場として整備する計画とのことです。</p> <p>説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、農地法第5条の規定による番号2審議いたします。1番委員から補足説明があればお願ひいたします。</p>
1番委員	<p>本件の観光農園は数年前より来場者が増加しています。駐車場拡大にすることにより地域貢献につながることから問題ないと思います。</p>
議 長	<p>次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願ひいたします。</p>
推進委員 松久1番	<p>同じく土地も綺麗に管理されていることから問題ないと思います。</p>
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願ひいたします。意見がないようですので次に移ります。</p>
事務局	<p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可と決定します。</p>

	<p>農地法第5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第5条の番号1から番号2の案件につきましては許可と議決されました。</p>
議 長	<p>続きまして、第3号議案荒廃農地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15ページをご覧ください。荒廃農地の農地・非農地の判断についてです。遊休農地に関する措置として、農業委員会は毎年1回農地の利用状況の調査をすることになっており、昨年8月末を目途に全委員に調査をしていただいたところです。この調査で、農地として再生困難な農地については、農業委員会が非農地判断を行うことになっており、調査結果をもとに事務局で現地を確認させていただきました。調査結果では今回の土地以外にも多数山林化していて再生困難と指摘されておりますが、国から示されている非農地判断マニュアルを参照し、再生困難な土地について資料にまとめさせていただきました。なお、マニュアルに示されている非農地の判断基準となる農地とは、既に森林の様相を呈している場合や、周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等、農業上の増進を図ることが見込まれない農地であり、かつ農業的利用を図るための計画がない農地とされています。これを受けまして山林に囲まれ復元してもすぐに山林に戻ってしまう農地、一体が山林化しており、個人だけでは解決しない農地、これら2つの農地を一覧表にまとめさせていただきました。今回非農地の判定を審議していただくのは町内11ヶ所です。16ページに農地の情報、17ページの地図上に農地の場所を記載しております。18ページからの写真を参照しながら判断いただきたいと思います。</p> <p>①大字〇〇△△△ 他4筆、裏の山が迫り一体化 ②大字〇〇△△△ 他1筆 裏の山が迫り一体化 ③大字〇〇△△△ 他2筆 裏の山が迫り一体化 ④大字〇〇△△△ 他5筆 山に取り囲まれている ⑤大字〇〇△△△ 他2筆 △△△が山に取り囲まれている 他2筆が裏の山が迫り一体化 ⑥大字〇〇△△△ 他2筆 裏の山が迫り一体化 ⑦大字〇〇△△△ 他10筆 山に取り込囲まれている ⑧大字〇〇△△△ 他1筆 裏の山が迫り一体化 ⑨大字〇〇△△△ 裏の山が迫り一体化</p>

	<p>⑩大字〇〇△△△ 裏の山が迫り一体化</p> <p>⑪大字〇〇△△△ 他4筆 裏の山が迫り一体化</p> <p>以上42筆 合計面積29,524㎡となっております。</p> <p>なお、非農地と判断された後については、所有者に非農地通知を出します。地目変更登記を行うには非農地判定通知を添付することで可能となりますが、あくまでも変更は農地所有者が行うことになっております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。
推進委員 東見玉1番	課税台帳はどうなっていますか？
事務局	課税台帳上は農地となっております。
議 長	<p>その他に、推進委員の方で意見はありますか？</p> <p>意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。</p>
1番委員	今回の農地の所有者は判別していますか？
事務局	農地台帳上では判別できています。
議 長	その他に、農業委員の方で意見はありますか？
10番委員	農地を故意に放置して山林化させ、非農地判断を受けた後に太陽光施設を建設した場合、山林課税での運用が可能となるのか？
事務局	土地の課税は現況主義による課税を行っております。太陽光施設を建設した場合は雑種地課税となります。

議長

その他に、質問はありますか？

質問がないようですから、採決したいと思います。荒廃農地の農地・非農地の判断について、「非農地」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、非農地と決定します。続きまして、第4号議案 令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

30ページをご覧ください。農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定め、公表しなければならないとされています。そして、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価することとなっています。

本議案では令和8年度の目標を定めておりますのでご確認をよろしくお願いいたします。

30ページ左をご覧ください。令和8年4月1日予定の農業委員会の状況です。1は、農業委員会の体制。2は、農家・農地等の概要です。こちらは農業センサスの情報を記載しております。Ⅱ最適化活動の目標です。1最適化活動の成果目標はこれまでの集積面積522.59ヘクタール、集積率47.1%について、県の農業経営基盤強化促進に関する基本方針で定める56%に近づけるため、今年度の目標を77.41ヘクタールとしました。続いて遊休農地の解消についてですが、みなさまに実施いただきました農地パトロール結果による遊休農地面積です。既存遊休農地解消の目標のアのaについては記載にあるように、緑区分の遊休農地面積の5分の1を目標といたしました。bの黄色区分は簡単には解消できない農地ですが、解消に向けた工程表を策定することを目標としました。そしてイの新規発生遊休農地の解消については、令和7年度に新規発生した緑区分の遊休農地3.89ヘクタール全面積といたしました。次ページをご覧ください。新規参入の促進についてですが、令和5年度、令和6年度、令和7年度とも0となっております。権利移動面積の目標は記載にあるように3年間の実績の平均の1割といたしました。次に、2最適化活動の目標についてですが、昨年と同様、月10日以上活動を目標といたしま

	<p>した。また、強化月間として3カ月と新規参入相談会への参加を記入いたしました。以上、令和8年度最適化活動の目標といたしました。</p> <p>以上となります。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員 松久3番	<p>新規就農する3名の方はそういう方でしょうか？</p>
事務局	<p>農業生産法人から独立した方が1名。農業大学校を卒業された方が2名です。</p>
議 長	<p>その他に質問がある推進委員の方で質問はありますか？</p> <p>意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。令和8年度最適化活動の目標の設定等について、「賛成」と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、賛成と決定します。</p> <p>続きまして、第1号報告事項について事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>33ページをご覧ください。</p> <p>町より美里町農業経営改善計画認定事業実施要領により、別紙申請人の改善計画を認定したと通知がありましたので報告いたします。</p> <p>次ページをご覧ください。認定農業者経営改善計画（更新）でございます。</p> <p>1番 氏名 □□ □□ 住所 大字〇〇△△△番地 年齢 64歳 営農類型 稲作、露地野菜、施設野菜 計画の概要 各作物の作付面積は議案書のとおりです。農地の集積・集約を行い作業効率の向上を図るとともに、規模拡大を目指す。青色申告や簡易経営分析を実施する。低利な融資等を活用し、農業用機械や農業用施設を更新することです。</p> <p>続きまして、2番 氏名 □□ □□ 住所 大字〇〇△△△番地 年齢 7</p>

	<p>0歳 稲作、露地野菜 計画の概要 各作物の作付面積は議案書のとおりです。経営改善の方向の概要は、農地の集積を行い作業効率の向上を図るとともに、規模拡大を目指す。パソコン、スマホ等を活用して経営管理に開園を図る。臨時雇用を採用することで作業改善を図り、休日制度の導入を目指すとのことです。、第1号報告事項について報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>第1号報告事項について何か質問はありますでしょうか。</p> <p>質問がないようですので、それでは議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>閉会を会長代理、お願いいたします。</p>
<p>会長代理</p>	<p>以上をもちまして、第3回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月25日

議 長

松本 晴貴

署名委員

中嶋 敬子

署名委員

金井 美知子